

## 7 介護・派遣など

### (1) 重度脳性麻痺者介護事業

身

- **内容** 1日を単位として月12回まで家族による介護に対して助成します。
- **対象** 一人で屋外活動をすることが困難な区内在住の20歳以上の重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級の人（ただし、障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）との併給はできません。）
- **申請方法** 申請に必要なもの：身体障害者手帳
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

### (2) 重度身体障害者（児）居宅生活支援事業

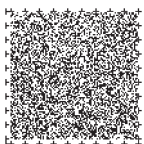
身

- **内容** たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアの必要な人が、障害者総合支援法に基づく居宅介護等および地域生活支援事業の移動支援を利用する場合には、看護師によるサービスが受けられます。
- **対象** 次の①～③のいずれにも該当する人（介護保険の要介護認定を受けている人は除きます。）
  - ①身体障害者手帳1級または2級の人
  - ②居宅介護等を利用する人
  - ③たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用する人
- **費用** 利用者の自己負担
  - ①障害者総合支援法のサービス提供に係る利用者負担額（→42ページ）
  - ②移動支援に関わる交通費および入館料等
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

### (3) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

身知

- **内容** 医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児（者）について、自宅に看護師または准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間、医療的ケアおよび療養上のお世話をし、家族の介護にかかる負担の軽減を図ります。
- **対象** 次のいずれにも該当する人（介護保険の要介護認定を受けている人を除きます。）
  - ①重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度。ただし、満18歳に達する日前において当該障害の程度となったことを要します。）
  - ②重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級）
  - ③家族による在宅介護を受けて生活していること。
  - ④次のいずれかに該当すること。
    - ア 医療保険等による訪問看護により医療的ケアを受けている人
    - イ たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、重度身体障害者（児）居宅生活支援事業による訪問看護を利用している人
    - ウ 医療的ケアを必要とし、または介助が著しく困難なことから、訪



問看護の派遣を必要としている人

●費用 自己負担金 (1回あたり)

区分	世帯の収入	2時間	3時間	4時間
生活保護	生活保護受給世帯	0円		
低所得	区市町村民税非課税世帯			
一般1	区市町村民税 障害者の場合 (所得割 16万円未満)	370円	550円	740円
	区市町村民税 障害児の場合 (所得割 28万円未満)	180円	270円	360円
一般2	上記以外	1,500円	2,200円	3,000円

上記のほか、衛生用品等の実費相当分は利用者負担となります。

●問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

(4) 重症心身障害者通所事業

身知

●内容 在宅の身体および知的の重複障害のある重症心身障害者が、家族とともに地域社会の中で生活できるように、必要な支援を行います。

●対象 区内在住で、次の①、②のいずれかに該当する15歳以上の人

①障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等に通所が困難な人

②医療的ケアが必要なため、地域の障害者施設等に通所が困難な人

実施場所は指定生活介護事業所「新橋はつらつ太陽あおぞら」です。

●費用 食費および障害者総合支援法に基づいた利用者負担額があります。

●利用方法 申請を希望する人は、ご相談ください。申請後の利用については、港区重症心身障害者通所事業利用判定委員会の審査により決定します。

●問合せ 障害者福祉課 発達障害者担当

電話 (3578) 2694 FAX (3578) 2678

(5) 重症心身障害児通所事業

身知

●内容 在宅の身体および知的の重複障害のある重症心身障害児が、家族とともに地域社会の中で生活できるように、必要な療育および保護者への支援を行います。

実施場所は障害保健福祉センター こども療育パオ めろん組です。

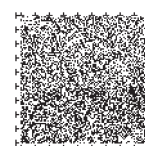
原則保護者同伴による通所となります。

●対象 区内在住で、次の①、②のいずれかに該当する未就学児

①障害の程度が重度であるため、地域の障害児施設等に通所が困難な人

②医療的ケアが必要なため、地域の障害児施設等に通所が困難な人

●費用 食費のみ実費負担



- **利用方法** 申請を希望する人は、ご相談ください。申請後の利用については、港区重症心身障害児通所事業利用判定委員会の審査により決定します。
- **問合せ** 障害者福祉課 発達障害者担当  
電話 (3578) 2694 FAX (3578) 2678

(6) 重度障害児の日中一時支援事業

身知

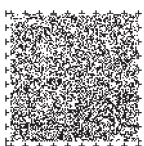
- **内容** 地域の児童館等の施設利用が難しい重度障害児が土曜や長期休業中に安全に安心して過ごせる場所を提供し、専門スタッフがレクリエーション等の集団活動の支援を行います。
- **対象** 特別支援学校等に通学する小学部4年生から高等部3年生までの重度障害児  
・土曜事業（重度身体） ・長期休業中（重度身体・重度知的）
- **費用** 課税世帯 1日当たり480円
- **問合せ** 障害者福祉課 障害者支援係  
電話 (3578) 2672 FAX (3578) 2678

(7) 手話通訳等の派遣サービス

身

- **内容** 聴覚障害または言語機能障害者で、手話通訳等を必要とする人に、手話通訳者等を派遣します。  
※営業活動・政治活動・宗教活動に関することは、派遣対象外
- **対象** 区内在住の聴覚障害者または言語機能障害者で身体障害者手帳をお持ちの人

実施主体	東京手話通訳等派遣センター	港区社会福祉協議会
派遣できる人	手話通訳者 要約筆記者	手話通訳者
派遣内容	福祉関係の相談や申請等。特に高度な技術を必要とする場合はご相談ください。	通院や各種催し、福祉関係の相談や申請等、日常生活等について
利用方法	東京手話通訳等派遣センターに直接申し込んでください。	港区社会福祉協議会に登録し、直接申し込んでください。
費用	無料（ただし、企業や団体からの依頼には、一部費用がかかることがあります。下記へご相談ください。）	無料（ただし、通訳活動中の交通費・入場料等は、すべて利用者の負担となります。）
問合せ	〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階 電話 (3352) 3335 FAX (3354) 6868	〒106-0032 港区六本木 5-16-45 麻布地区総合支所 2階 電話 (6230) 0282 FAX (6230) 0285



## (8) 手話通訳者養成事業

● **内容** 手話の技術の指導を通して、聴覚障害者および言語機能障害者への理解の促進とコミュニケーションの向上を図るとともに、手話通訳者として活躍できる人材を育成します。

- |             |          |       |
|-------------|----------|-------|
| ①入門クラス      | 回数：年間20回 | 定員35人 |
| ②初級クラス      | 回数：年間35回 | 定員35人 |
| ③中級クラス      | 回数：年間35回 | 定員25人 |
| ④上級クラス      | 回数：年間35回 | 定員20人 |
| ⑤手話通訳者養成クラス | 回数：年間35回 | 定員20人 |

● **対象** 区内在住・在勤・在学の15歳以上（中学生不可）の健聴者で聴覚障害者または言語機能障害者の福祉の向上に熱意を有し、期間中に継続的に受講できる見込みがある人

● **費用** 保険料のみ自己負担

● **利用方法** 港区社会福祉協議会に直接申し込んでください（平成31年度は受付終了しています）。

● **問合せ** 港区社会福祉協議会 生活支援係  
〒106-0032 港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所 2階  
電話(6 2 3 0) 0 2 8 2 FAX (6 2 3 0) 0 2 8 5

### 手話通訳を希望するときは！！

聴覚障害者等で、港区主催のイベントや講演会等において手話通訳を希望する場合は、手話通訳者を配置します。

各担当部署にお問い合わせください。

